

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は、役場窓口のみならず、スマートフォン・パソコン・郵便・証明用写真機のいずれかの方法で申請することができます。

以下、「役場窓口」以外の方法についてまとめましたので、参考にしてください。

① まずは申請に必要な「交付申請書」の用意

◎ 持っている

× 持っていない

再発行を！

- ・再発行は役場窓口で
- ・申請時に本人確認書類が必要

② 自分に合った方法で申請しましょう！

スマートフォン	パソコン	郵便	証明用写真機
<p>交付申請書の2次元バーコード(申請書右下にあります)から申請</p>	<p>申請用ウェブサイトで交付申請書に記載のIDを入力し、申請</p>	<p>交付申請書に必要な事項を記入し、写真を貼って郵送</p>	<p>対応する証明用写真機で写真を撮影し、申請</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン ・交付申請書 ・顔写真データ (ご自身で撮影) 	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ・交付申請書 ・顔写真データ (ご自身で撮影) 	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・封筒 (交付申請書に同封) ・顔写真 (ご自身で撮影) 	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影料金 ・交付申請書

※顔写真は6か月以内に撮影したもの

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和4年12月31日(土)まで延長されました。まだカードを申請していない方は、上記期限までに申請していただければポイントの対象となります。

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎2940 メール koseki@town.abira.lg.jp

住民サービス課住民サービスグループ ☎2411 メール soudan-o@town.abira.lg.jp